

## 健康増進

生活習慣病は、健康寿命を延ばすうえで、最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えるものですが、その多くは個人が日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙を実践することによって予防することができるものです。

国では、平成12年に「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、国民が主体的に取り組める国民健康づくり運動として推進してきたほか、平成15年には「健康増進法」の施行、平成17年に「食育基本法」の施行、平成19年に「がん対策基本法」を施行し、生活習慣病の予防および改善につながる各種施策の推進に取り組んでいます。

函館市は、全国平均を上回る少子高齢化の進展や生活習慣病が死因の半数以上を占める状況にあることから、市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本として、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防するための各種健康増進事業を家庭、学校、地域、職場等の協力のもとに推進しています。

### 1 市民の健康状況

#### (1) 平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命をみると、男女とも年々延びていますが、全国および北海道より低くなっています。

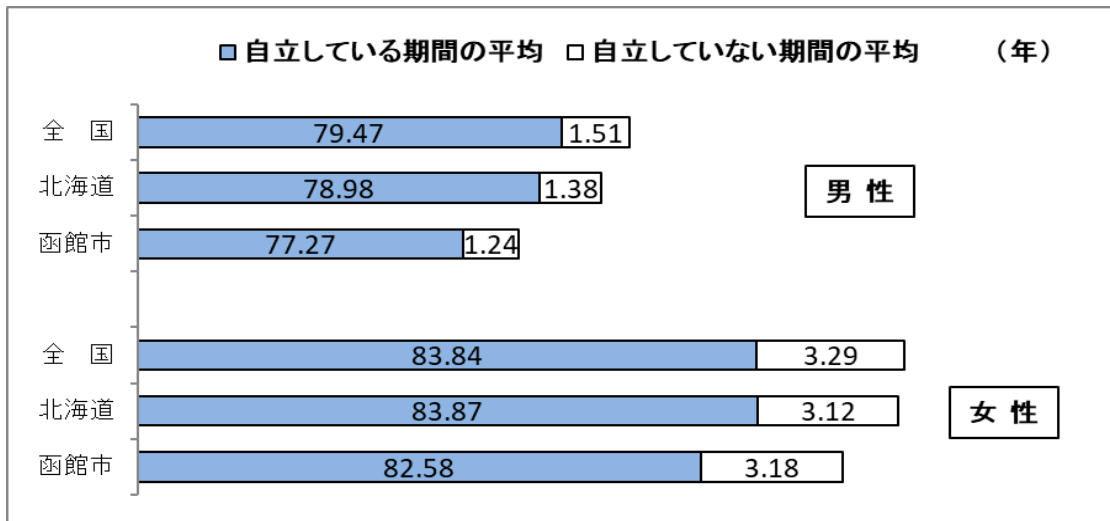
また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を健康寿命といい、その指標である「日常生活が自立している期間の平均」も全国および北海道と比較すると低い状況にあります。

【函館市の平均寿命の推移と全国、北海道との比較】

| 区 分 |   | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----|---|-------|-------|-------|
| 全 国 | 男 | 77.7歳 | 78.8歳 | 80.8歳 |
|     | 女 | 84.6歳 | 85.8歳 | 87.0歳 |
| 北海道 | 男 | 77.6歳 | 78.3歳 | 80.3歳 |
|     | 女 | 84.8歳 | 85.8歳 | 86.8歳 |
| 函館市 | 男 | 75.9歳 | 77.0歳 | 79.0歳 |
|     | 女 | 83.3歳 | 84.7歳 | 85.6歳 |

(厚生労働省 市区町村別生命表の概況)

【函館市の「日常生活動作が自立している期間の平均」の全国、北海道との比較】



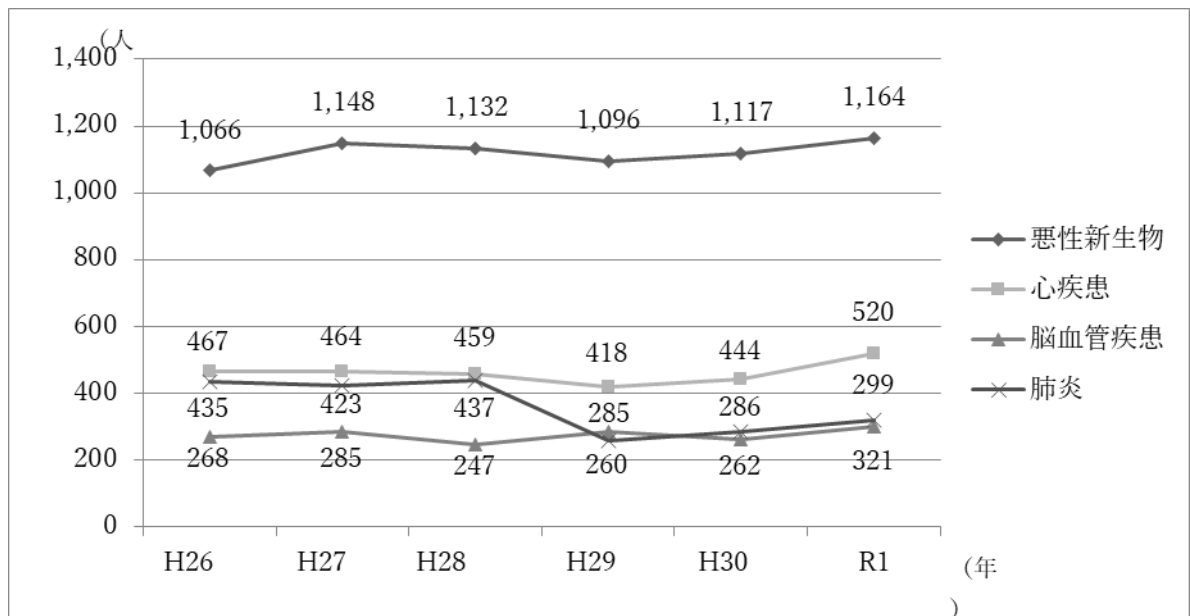
(平成28年)

(厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」  
および 北海道健康増進計画「すこやか北海道21」資料編)

(2) 主要死因

本市の主な死因は、1位が悪性新生物（がん）、2位は心疾患、3位は脳血管疾患となっています。死亡総数の約3割が悪性新生物（がん）で、心疾患、脳血管疾患等を合わせると、生活習慣病が死因全体の半数以上を占めています。

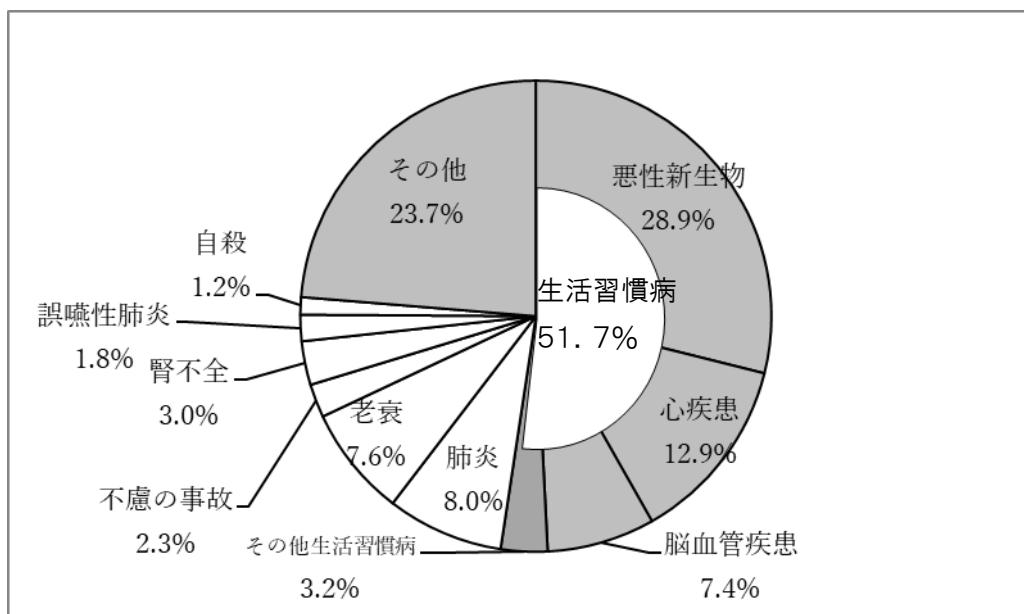
【函館市の年次別主要死因の推移】



(人口動態統計)

※ 平成29年以降の肺炎の低下は、死因統計に使用する分類が変更されたことが影響していると考えられる。

## 【函館市の死因別死亡割合】



(令和元年人口動態統計)

## 2 「健康はこだて21（第2次）」

「健康はこだて21」は、市民が心身ともに健やかに生活し、健康寿命の延伸を目指す、本市の健康づくり計画です。1次計画が平成24年度で終了し、平成25年度に2次計画を策定しました。

健康づくりを進めていくためには、生活習慣病（がん、循環器疾患、糖尿病など）の予防を中心に、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、家庭や地域、行政、学校、職場、企業など、市民を取り巻く周囲が健康を支え、守るための環境づくりを進めていく必要があります。

### (1) 「健康はこだて21」のこれまでの経過

#### ア 「健康はこだて21」の策定（平成14年度）

市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

#### イ 「健康はこだて21」の中間評価（平成18年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

#### ウ 「健康はこだて21」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

## エ 「健康はこだて21」の最終評価（平成24年度）

1次計画の最終年度に、市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（平成23年）等の結果および各種統計から市民の健康等の実態を把握し、計画策定時の数値等と直近の数値を比較分析して、年代ごとの目標の達成度や課題を明らかにし、2次計画に反映させるために最終評価を実施しました。

## オ 「健康はこだて21（第2次）」の策定（平成25年度）

1次計画の最終評価の結果やその後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行い、2次計画を策定しました。

## カ 「健康はこだて21（第2次）」の中間評価（平成29年度）

計画策定時に設定した目標の達成状況や市民の健康状態の変化などを把握し、目標達成に向けた取組方法の検討を行うことを目的として、中間評価を実施しました。

## キ 「健康はこだて21（第2次）」後半の重点取組の設定（平成30年度）

中間評価の結果等から明らかになった課題を踏まえ、がん対策の推進、たばこ対策の推進、介護予防事業との連携（若い頃からの健康づくり）を計画後半の重点取組としました。

## (2) 計画の概要

### ア 目的

生活習慣の改善および社会環境の整備により、健康寿命の延伸を図ります。

### イ 基本的な方向

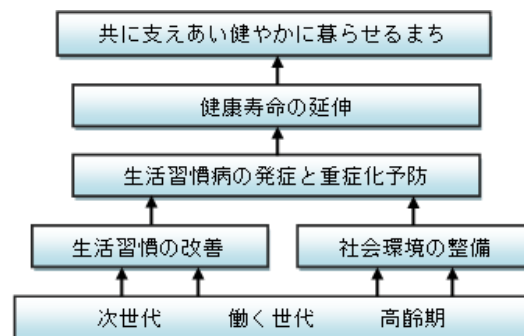
- (ア) 生活習慣病の発症および重症化の予防
- (イ) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (ウ) ライフステージごとの健康づくり

### ウ 計画の期間

平成25年度から平成34年度までの10か年

### エ 健康づくりが目指す姿

各ライフステージにおける生活習慣の改善および社会環境の整備に取り組み、生活習慣病の発症と重症化の予防を推進して、健康寿命の延伸を図り、「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の実現に寄与します。



ライフステージごとの健康づくり

## オ 各ライフステージの目指す姿と健康目標一覧

| 区 分  | 次世代<br>(18歳未満)               | 働く世代<br>(18歳から64歳)                     | 高齢期<br>(65歳以上)   |  |
|------|------------------------------|--|--|--|
| 目指す姿 | 生活リズムを整えて、基本的な生活習慣をしっかり身につける | 健康づくりの情報を取り入れて、健康管理を実践する               | 社会活動に積極的に参加できる身体とこころを保つ                                |  |
| 健康目標 | 栄養・食生活                       | ○「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を身につける<br>○適正体重を保つ    | ○朝食を必ず食べる<br>○肥満を予防、解消する                               | ○適正体重を保つ   |
|      | 身体活動・運動                      | ○運動習慣や身体活動を活発にする習慣を持つ                  | ○運動習慣や身体活動を活発にする習慣を持つ                                  | ○運動機能を保つ   |
|      | 休養・こころの健康                    | ○「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を身につける(再掲)            | ○睡眠を十分とる<br>○ストレスと上手につきあい、こころの健康を保つ                    | ○自分に合った社会参加をする   |
|      | 喫煙・飲酒                        | ○未成年者および妊(産)婦は喫煙、飲酒しない<br>○受動喫煙の機会をなくす | ○禁煙し、飲酒は適量にとどめる<br>○受動喫煙の機会をなくす                        | ○禁煙し、飲酒は適量にとどめる<br>○受動喫煙の機会をなくす                        |
|      | 歯・口腔の健康                      | ○むし歯を予防する                              | ○歯科健診を受ける  | ○口腔機能を保つ   |
|      | 生活習慣病の発症予防と重症化予防             | ○適正体重を保つ(再掲)                           | ○がん検診を受ける<br>○メタボリックシンドロームを予防する<br>○特定健康診査, 特定保健指導を受ける | ○がん検診を受ける<br>○メタボリックシンドロームを予防する<br>○特定健康診査, 特定保健指導を受ける |

### (3) 計画の推進

本計画を推進していくためには、健康づくりに関係する機関および団体等がそれぞれの取り組みを強化するとともに、多様な主体が連携して、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが必要です。このため、健康づくりを身近で支援する人材育成を進めるほか、関係団体等からなる「健康はこだて21推進協議会」において連携を図り、健康づくりを効果的に推進していきます。

### 3 第3次函館市食育推進計画

#### (1) 計画策定の背景

平成17年に制定された食育基本法に基づき、子どもの頃に健全な食習慣を身に付けることが、生涯にわたって健全な心身で生活することにつながることから、平成23年に第1次、平成28年に第2次の「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」を策定し、市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを基本理念として食育を推進してきました。

第2次計画が令和2年度で満了になることから、評価を行い、「健康寿命の延伸」や「子育て世代等の若い世代」等の目指すべき方向性を示し、多様な関係者の連携を図りながら食育を推進するため、策定推進委員会を設置し、第3次計画を策定しました。

#### (2) 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、函館市基本構想を具体化する個別計画として位置付け、「健康はこだて21（第2次）」等の関連計画と整合性を図りました。

#### (3) 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とし、適宜、中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

#### (4) 計画の基本的な考え方について

##### ア 基本理念

函館市民一人ひとりが食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるように食育を推進します。

##### イ 基本目標

- ・生涯にわたって健康なからだをつくる
- ・豊かな心を育む
- ・函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

##### ウ 基本方針

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・多様な暮らしに配慮した若い世代への食育の推進
- ・食文化の継承や食の循環を意識した食育の推進

#### (5) 計画の推進

##### ア 推進体制

基本目標を実現するためには、家庭、幼児教育・保育施設、小・中学校等、地域等関係団体、行政などが相互につながりを持ちながら取り組んでいく必要があるため、庁内関係課が連携し、「函館市食育計画策定推進委員会」の協力を得ながら推進します。

## イ 推進にあたっての指標

客観的な指標を掲げ、目標を現状以上とし食育の推進に努力します。

| 項目                                      |      | 計画策定時 | 目標    |     |
|---|------|-------|-------|-----|
| ①主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合 | 若い世代 | 36.1% | 55%   |     |
|   | 市民   | 57.9% | 70%   |     |
| ②野菜をほぼ毎食食べる市民の割合                        |      | 43.9% | 50%   |     |
| ③食塩（塩分）摂取を控えるようにしている市民の割合               |      | 67.9% | 75%   |     |
| ④朝食を毎日食べる市民の割合                          | 小学生  | 84.5% | 87%   |     |
|   | 中学生  | 79.5% | 83%   |     |
| ⑤朝食を抜くことが週3回以上ある市民の割合                   | 若い世代 | 32.7% | 30%   |     |
|   | 市民   | 20.9% | 15%   |     |
| ⑥就寝時間の遅い子どもの割合                          | 小学生  | 29.4% | 24%   |     |
|   | 中学生  | 35.6% | 34%   |     |
| ⑦適正体重者の割合                               | 小学生  | 男     | 81.8% | 86% |
|   |      | 女     | 86.9% | 89% |
|   | 中学生  | 男     | 86.0% | 89% |
|   |      | 女     | 87.5% | 90% |
|   | 若い世代 | 男     | 63.9% | 65% |
|   |      | 女     | 67.1% | 70% |
|   | 市民   | 男     | 51.1% | 55% |
|   |      | 女     | 52.0% | 55% |
| ⑧ヘルスマイト（食生活改善推進員）の人数                    |      | 92人   | 現状以上  |     |

資料：①②③⑤⑦市民の健康意識・生活習慣アンケート調査

④全国学力・学習状況調査

⑤⑦函館市国民健康保険特定健診結果

⑥学習意識調査

⑦全国体力・運動能力、運動習慣等調査 函館市の結果概要

⑧函館市食生活改善協議会実績

参考：「若い世代」とは、20歳代30歳代。「市民」とは、①②③20歳以上、⑤⑦40～64歳。

「小学生」とは、④小学6年、⑥小学4年生、⑦小学5年生。

「中学生」とは、④中学3年、⑥中学1年生、⑦中学2年生。

「計画策定時」とは、①、②、③、⑤若い世代、⑦若い世代は平成28年度値、④、⑤市民、

⑥、⑦小学生・中学生・市民、⑧は令和元年度値。

⑥「遅い就寝時間」とは、小学生22時以降、中学生23時以降。

## 4 生活習慣病予防事業

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患といういわゆる生活習慣病によるものが全死因の半数以上を占めています。

これらは、壮年期から増加しはじめるため、健康増進法に基づき生活習慣病に着目した

健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動等の生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣病の予防に努めています。

(1) 健康手帳

開始年度 昭和 58 年度

内 容 健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40 歳以上の健康相談等を受けた市民に対し利用を促しています。  
健康手帳は厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 健康診査

開始年度 平成 20 年度

内 容 医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法（健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号）に基づき、40 歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っています。

令和 3 年度予算額 1,765 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【健康診査受診状況】

(令和 2 年度)

| 受診者<br>性別 | 計   | 受 診 者 の 年 齢 内 訳 |       |       |       |       |      |
|-----------|-----|-----------------|-------|-------|-------|-------|------|
|           |     | 40～49           | 50～59 | 60～64 | 65～69 | 70～74 | 75歳～ |
| 男         | 39  | 7               | 8     | 7     | 5     | 3     | 9    |
| 女         | 95  | 3               | 11    | 4     | 5     | 11    | 61   |
| 計         | 134 | 10              | 19    | 11    | 10    | 14    | 70   |

(3) がん検診

がんを早期に発見し、治療に結びつけることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施しています。なお、女性特有のがんに関する知識の普及啓発と受診率向上のため、対象年齢となった方へ無料クーポン券等を送付する「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(H29～)、がん検診受診率向上のため、45 歳の函館市民を対象としたがん検診無料クーポン券の送付 (R3～) を実施しているほか、リーフレットや大腸がん検査キット郵送、生命保険協会など関係機関の協力によるチラシ配布等、受診勧奨の強化を図っています。

令和 3 年度予算額 ア がん検診 151,248 千円

イ がん検診受診促進・普及啓発等 14,493 千円

費用の負担 ア、イは補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。



**ア 胃がんエックス線検診**

開始年度 昭和 58 年度

内 容 国の指針では 40 歳以上（胃内視鏡検査は 50 歳以上の市民を対象に 2 年に 1 回、ただし函館市は未実施）とされていますが、市では 35 歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

**イ 胃がん内視鏡検診**

開始年度 令和 3 年度

内 容 50 歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は 2 年に 1 回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和 3 年度は奇数年生まれが対象）

**ウ 肺がん検診**

開始年度 平成 6 年度

内 容 40 歳以上の市民を対象に、集団検診を実施しています。

**エ 乳がん検診**

開始年度 平成元年度

内 容 40 歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は 2 年に 1 回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和 3 年度は奇数年生まれが対象）

**オ 子宮がん検診**

開始年度 平成元年度

内 容 20 歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は 2 年に 1 回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和 3 年度は奇数年生まれが対象）

**カ 大腸がん検診**

開始年度 平成 9 年度

内 容 40 歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

**【各種がん検診受診者の推移】**

| 区 分      | 胃 が ん<br>検 診 | 肺 が ん<br>検 診 | 乳 が ん<br>検 診 | 子宮がん検診 |       | 大腸がん<br>検 診 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------|-------|-------------|
|          |              |              |              | 子宮頸部   | 子宮体部  |             |
| 平成 30 年度 | 2,756        | 8,786        | 3,591        | 4,957  | 2,655 | 5,730       |
| 令和 元 年度  | 2,815        | 8,167        | 3,599        | 4,980  | 2,759 | 6,294       |
| 令和 2 年度  | 2,539        | 7,598        | 3,246        | 4,939  | 2,658 | 5,775       |

※受診者数は、全年齢を対象

※大腸がん検診無料クーポン券送付（～H27）

※一定の年齢の方や過去に送付されたクーポン券を利用しなかった方に、乳がん検診、子宮頸がん検診無料クーポン券送付（H26～H28）

(4) 若い世代のピロリ菌検査

開始年度 平成 28 年度

内 容 ピロリ菌は胃の中に生息している細菌であり、多くの研究により、慢性胃炎や胃・十二指腸潰瘍、さらには胃がんなどの原因となっていることが判明しています。将来の胃がんなどの発症リスクを軽減するため、ピロリ菌感染の早期発見を目的に、中学生を対象としたピロリ菌検査を実施しています。

令和 3 年度予算額 2,292 千円

【ピロリ菌検査実施結果】

| 区 分      |         | 一次検査  |      | 二次検査 |      |
|----------|---------|-------|------|------|------|
|          |         | 受検者数  | 陽性者数 | 受検者数 | 陽性者数 |
| 平成 30 年度 | 中学 2 年生 | 1,431 | 89   | 67   | 31   |
| 令和元年度    | 中学 2 年生 | 1,578 | 99   | 76   | 29   |
| 令和 2 年度  | 中学 2 年生 | 1,588 | 94   | 76   | 27   |

※二次検査は、一次検査陽性者を対象に実施

(5) 骨粗しょう症検診

開始年度 平成 7 年度

内 容 転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっています。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40 歳以上 70 歳以下の 5 歳刻みの年齢の女性に骨粗しょう症検診を実施しています。

令和 3 年度予算額 101 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【骨粗しょう症検診受診者数】

| 区 分      | 計            | 40 歳     | 45 歳     | 50 歳     | 55 歳       | 60 歳       | 65 歳       | 70 歳       |
|----------|--------------|----------|----------|----------|------------|------------|------------|------------|
| 平成 30 年度 | 175<br>(152) | 3<br>(2) | 5<br>(5) | 7<br>(6) | 19<br>(19) | 19<br>(18) | 43<br>(34) | 79<br>(68) |
| 令和元年度    | 167<br>(150) | 2<br>(2) | 4<br>(4) | 7<br>(7) | 14<br>(14) | 26<br>(23) | 39<br>(35) | 75<br>(65) |
| 令和 2 年度  | 142<br>(117) | 2<br>(1) | 7<br>(4) | 8<br>(7) | 13<br>(12) | 23<br>(21) | 36<br>(31) | 53<br>(41) |

( )は異常なしであった者の内数

(6) 健康教育

開始年度 昭和 58 年度

内 容 成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。

ア. 市民健康教室（昭和 52 年度より開始）

市民一人ひとりが健康の維持増進のために必要な知識を習得し、自らの健康づくりを推進することができることを目的として、函館市医師会・函館歯

科医師会との共催により開催しています。

イ. 出前講座

依頼のあった地域の団体に出向き、健診結果や生活習慣病予防の講話、血管年齢測定などの体験講座を実施しています。

令和3年度予算額 175千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

【健康増進法に基づく健康教育実施内訳（40～64歳）】（令和2年度(2020年)）

| 区 分   | 集団健康教育 |      |        |     |      | 計   |
|-------|--------|------|--------|-----|------|-----|
|       | 一般     | 歯周疾患 | ロコモティブ | 病態別 | COPD |     |
| 開催回数  | 6      | 0    | 0      | 1   | 0    | 7   |
| 延参加人員 | 251    | 0    | 0      | 53  | 0    | 304 |

※令和2年度の市民健康教室については、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、各医療機関の協力が困難だったため、中止となりました。

(7) 健康相談

開始年度 昭和58年度

内 容 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援しております。

令和3年度予算額 8千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

【健康相談実施状況】

|        | 開催回数 | 指導実数（人） |
|--------|------|---------|
| 平成30年度 | 54   | 161     |
| 令和元年度  | 39   | 88      |
| 令和2年度  | 34   | 101     |

【健康増進法に基づく健康相談実施状況（40～64歳）再掲】

|        | 開催回数 | 指導実数（人） |
|--------|------|---------|
| 平成30年度 | 21   | 25      |
| 令和元年度  | 28   | 27      |
| 令和2年度  | 7    | 8       |

## 【健康相談実施状況】

(令和2年度)

| 区 分    | 相 談 内 容 の 内 訳 |       |     |        |       |     |        | 計   |
|--------|---------------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-----|
|        | 高血圧           | 脂質異常症 | 糖尿病 | 骨粗しょう症 | 女性の健康 | 病態別 | 総合健康相談 |     |
| 被指導延人員 | 9             | 10    | 4   | 1      | 0     | 5   | 85     | 114 |
| 開催回数   | 9             | 10    | 4   | 1      | 0     | 5   | 24     | 53  |

## 【健康増進法に基づく健康相談実施状況（40～64歳）再掲】

(令和2年度)

| 区 分    | 重 点 健 康 相 談 の 内 訳 |       |     |        |       |     | 総合健康相談 | 計  |
|--------|-------------------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|----|
|        | 高血圧               | 脂質異常症 | 糖尿病 | 骨粗しょう症 | 女性の健康 | 病態別 |        |    |
| 被指導延人員 | 3                 | 3     | 1   | 0      | 0     | 2   | 1      | 10 |
| 開催回数   | 3                 | 3     | 1   | 0      | 0     | 2   | 2      | 11 |

## (8) 保健指導

## 【保健指導の実施状況】

| 区分     | 来所(人) | 電話(人) | 計   |
|--------|-------|-------|-----|
| 平成30年度 | 23    | 933   | 956 |
| 令和元年度  | 15    | 154   | 169 |
| 令和2年度  | 29    | 461   | 490 |

※平成30年度の電話人数は特定保健指導の利用勧奨で利用にいたらなかった人への保健指導や健診要医療判定者受診勧奨事業での電話指導を含む人数となっています。

## (9) 訪問指導

開始年度 昭和58年度

内 容 家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問し必要な保健指導を実施しています。

令和3年度予算額 1,131千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

## 【訪問指導】

要指導者の訪問指導 実人員20人 延人員22人

## (10) たばこ対策

開始年度 平成13年度

内 容 ア 普及啓発と禁煙相談

喫煙は、がんや慢性疾患を引き起こす重大な危険因子であることから、ホームページ等を媒体としてたばこによる健康被害等に関する正しい知識の普及啓発を図る他、イベントなどでの測定体験を交えた普及啓発活動

を実施しています。

また、禁煙したい人に対し適切な禁煙支援を行うため、呼気中一酸化炭素濃度測定、呼吸機能検査等や、禁煙治療を行う医療機関の情報提供による禁煙相談を実施しています。

令和3年度予算額 374千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

【禁煙相談件数】 (件)

| 区分     | イベント等 | 来所 | 電話 | 計   |
|--------|-------|----|----|-----|
| 平成30年度 | 32    | 19 | 14 | 65  |
| 令和元年度  | 230   | 40 | 14 | 284 |
| 令和2年度  | 0     | 17 | 10 | 27  |

イ 未成年者喫煙防止対策

未成年者の喫煙は、成年に比べて健康への影響が大きく、吸い始める前の対策を徹底する必要があることから、未成年者の喫煙をなくすことを目的に、小・中高生の児童・生徒を対象に、喫煙防止講座を開催しています。

また、親が喫煙者の場合、子供の喫煙率が高いという実態や、家庭での受動喫煙を防止する観点から、学校やPTA等と連携し、児童・生徒の保護者に対する喫煙防止対策を推進しています。

【未成年者喫煙防止講座開催実績】 (件)

| 区分     |      | 小学校 | 中学校 | 高校  | 計     |
|--------|------|-----|-----|-----|-------|
| 平成30年度 | 学校数  | 14  | -   | 1   | 15    |
|        | 回数   | 17  | -   | 1   | 18    |
|        | 参加者数 | 640 | -   | 374 | 1,018 |
| 令和元年度  | 学校数  | 10  | -   | -   | 10    |
|        | 回数   | 10  | -   | -   | 10    |
|        | 参加者数 | 321 | -   | -   | 321   |
| 令和2年度  | 学校数  | 7   | -   | -   | 7     |
|        | 回数   | 9   | -   | -   | 9     |
|        | 参加者数 | 293 | -   | -   | 293   |

ウ 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策の取り組みを促すため、「きれいな空気の施設登録事業」による登録制度を令和2年9月1日より実施しています。また、登録施設に対しステッカーを交付し、ホームページ等で紹介すること等により、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図っています。

【「きれいな空気の施設」登録状況】

| 区分              | 令和2年度<br>(件) |
|-----------------|--------------|
| 01 社会福祉施設等      | 1            |
| 02 体育施設・娯楽施設    | 8            |
| 03 社会・文化施設      | 30           |
| 04 小売業・サービス業等店舗 | 4            |
| 05 公共交通機関等      | 2            |
| 06 ホテル・旅館等の宿泊施設 | 3            |
| 07 金融機関         | 3            |
| 08 事務所・会社等      | 3            |
| 09 官公庁等         | 2            |
| 10 公衆浴場・日帰り温泉   | 3            |
| 計               | 59           |

エ 受動喫煙防止対策に関する相談等

開始年度 令和元年度

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

内 容

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設の敷地内または施設内での喫煙を原則禁止とする改正健康増進法が令和2年4月から施行となり、受動喫煙防止対策に関する相談対応、喫煙可能室設置届出への対応等を行い、望まない受動喫煙防止の取り組みを行います。

【受動喫煙防止対策に関する相談等】

|                | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|-------|-------|
| 喫煙可能室設置施設届出受理数 | 386   | 427   |
| 受動喫煙関連相談等      | 177   | 498   |

(11) 未成年者飲酒防止対策

開始年度 平成17年度

内 容 未成年者の飲酒は、成年に比べてアルコール分解能力が低い発達期の心身に大きな悪影響を与えるだけでなく、アルコール関連問題等、将来にわたって健康への影響が大きいことから、未成年者の飲酒をなくすことを目的に、小学生を対象とした飲酒防止講座を開催しています。

費用の負担 全額市費負担

【未成年者飲酒防止講座開催実績】 (件)

| 区分     | 学校数 | 回数 | 参加者数 |
|--------|-----|----|------|
| 平成30年度 | 8   | 9  | 254  |
| 令和元年度  | 8   | 9  | 321  |
| 令和2年度  | 8   | 9  | 246  |

※ 平成24年度までは、アルコール障がい予防教室  
「アルコールキッズ教室」として実施

(12) 健康づくりプロモーション

開始年度 平成29年度

大型店舗において「健康はこだて21(第2次)」の重点取組や食育に関する各種体験事業、パネル展示、スタンプラリー等の参加をとおして、楽しみながら健康について関心を持ってもらうための体験型イベントを開催しました。

実績

| 名称                     | 開催日     | 実施内容   | 参加者数 |
|------------------------|---------|--|------|
| ヘルスアップはこだて<br>in Gスクエア | R1.9.29 | がん検診受診率UPブース<br>受動喫煙ゼロ推進ブース<br>健康クイズラリー<br>食育推進ブース<br>歯と口の健康ブース<br>介護予防ブース | 約200 |

その他 ・健康づくりパネル展 R1.9.24～9.30

・会場の函館コミュニティプラザGスクエアが入居するシエスタハコダテ内店舗と連携し、食育ランチョンマットの配布および野菜摂取ポスター掲示等を実施

(13) はこだて市民健幸大学

開始年度 令和元年度

令和3年度予算額 7,500千円(実行委員会負担金)

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1国庫補助があります。

実施主体 はこだて市民健幸大学実行委員会

構成団体：函館・道南がん対策応援フォーラム、(株)北海道新聞函館支社、  
北海道ガス(株)函館支店、函館市

内容 コロナ禍の今だからこそ、健康的なカラダづくりのため、運動、食事など、よい生活習慣を実践する必要がある、「新しい生活様式」を定着させ、市民が内でも外でも気軽に参加し、健康づくりのキッカケとなるよう、参加型のイベントを中心とした「はこだて市民健幸大学～今だからこそ、カラダづくり！！」を実施しています。

○令和3年度

①100万歩チャレンジ

②“ベジプラ！楽うまレシピ”コンテスト

野菜をメインに使い簡単な調理のできる料理のコンテストを開催。

③みんな de 健幸づくり

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、今ためになる楽しい講座やイベントを開催。

④健幸ラーニング (e ラーニング)

⑤健幸チャンネル (YouTube)

実績

○令和元年度 はこだて市民健幸大学プレ開校 (単位認定制として実施)

入学者数 184名 (定員 200名)

① 一般教養コース 計5回開催

② 専門コース 計9回開催

③ 巡回大学 出前講座, 健口教室

④ 課外事業 がん検診, 健康診査, 健康関連イベントなど

○令和2年度

① 100万歩チャレンジ 参加者 1,284人

② みんな de いか踊り体操動画コンテスト 参加者 13グループ 335人

③ 健幸講座6回開催うち2回無観客開催 参加者 延べ237人

④ 健幸ラーニング (e ラーニング) 6テーマ (全7回), ページビュー数 2,850回

⑤ 健幸チャンネル (YouTube) 掲載数 37動画, 再生回数 10,383回

⑥ 情報発信 公式ホームページ・SNS開設

## 5 健康診査を中心とした生活習慣病対策

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健康診査の結果から、対象者に応じた保健指導を実施することにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。

### (1) 特定保健指導 (からだサポートコース)

開始年度 平成20年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して選定された対象者に対し、個別および集団での保健指導を行うことにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。

令和3年度予算額 3,935千円

費用の負担 補助基準額に対して、国3分の1、道3分の1の補助があります。

#### 【特定保健指導 (個別) 実績】 (人)

| 区 分    | 積極的支援 | 動機付け支援 |
|--------|-------|--------|
| 平成29年度 | 29    | 234    |
| 平成30年度 | 25    | 191    |
| 令和元年度  | 19    | 161    |

※法定報告数のため、令和2年度については精査中

※電話にて利用勧奨を実施する際、特定保健指導の利用につながらない対象者に対して保健指導を実施している。



【運動体験・ヘルシーランチ（集団）実績】

| 区 分    | 運動体験 |       | ヘルシーランチ |       |
|--------|------|-------|---------|-------|
|        | 回数   | 参加延人数 | 回数      | 参加延人数 |
| 平成30年度 | 12回  | 170人  | 11回     | 64人   |
| 令和元年度  | 11回  | 148人  | 11回     | 48人   |
| 令和2年度  | 4回   | 37人   | 4回      | 36人   |

※平成30年度は、H30.9.6に発生した北海道胆振東部地震のため、9月の事業は中止とし、実施回数は運動体験・ヘルシーランチともに回数が1回ずつ減となりました。

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大により各1回減となりました。

※令和2年度は、年4回（3か月に1回）実施しています。コロナ禍により中止となった回があり、別の月に振替えて実施しています。

(2) 健診要医療判定者受診勧奨事業

開始年度 平成25年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の重症化リスクが高く、かつ、薬物治療を受けていない者に対し、医療機関への受診行動を促進する保健指導を実施することにより、脳卒中、虚血性心疾患、慢性腎臓病の発症の予防を図っています。

令和3年度予算額 1,430千円

費用の負担 対象経費の10分の10の国庫補助があります。

【保健指導実績】

(人)

| 区分     | 対象者数 | 実施結果 |                |
|--------|------|------|----------------|
|        |      | 電話指導 | 文書指導<br>(電話不在) |
| 平成29年度 | 453  | 354  | 99             |
| 平成30年度 | 457  | 337  | 120            |
| 令和元年度  | 478  | 373  | 105            |

【保健指導後の医療機関受診状況】

(人)

| 区分     | 対象者数 | 受診した者 | 未受診者 |
|--------|------|-------|------|
| 平成29年度 | 453  | 272   | 181  |
| 平成30年度 | 457  | 302   | 155  |
| 令和元年度  | 478  | 281   | 197  |

※令和2年度については精査中

### (3) 健診結果説明会

開始年度 平成 20 年度

内 容 健康診査受診者が健診結果から自らの身体状況を認識し、生活習慣の改善に取り組むことにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。なお、受診結果に合わせ事業は年度を越えて実施しています。

令和 3 年度予算額 72 千円

費用の負担 補助基準額に対して、国 3 分の 1，道 3 分の 1 の補助があります。

#### 【健診結果説明会実績】

| 区分        | 健診結果説明会 |       |
|-----------|---------|-------|
|           | 実施回数    | 参加者数  |
| 平成 3 0 年度 | 9 回     | 104 人 |
| 令和 元 年度   | 5 回     | 79 人  |
| 令和 2 年度   | 4 回     | 97 人  |

## 6 食育推進事業

食に関する市民の価値観やライフスタイル等の多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化し、栄養のアンバランス、朝食の欠食等の食習慣の乱れが要因の一つとなる生活習慣病の増加や若い女性のやせ、高齢者の低栄養等様々な問題が生じています。健康増進法や食育基本法等に基づき、「食」に関する正しい知識の普及に努め、市民の健康寿命の延伸を図っています。

### (1) 栄養指導業務（子ども未来部主管事業）

#### ア 両親学級

開始年度 平成 9 年度

内 容 妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の栄養管理や出産後の母乳等に関する正しい知識の普及を図っています。

#### 【両親学級実施状況】

| 区分        | 開催回数 | 受講者数 |
|-----------|------|------|
| 平成 3 0 年度 | 6    | 300  |
| 令和 元 年度   | 5    | 267  |
| 令和 2 年度   | 4    | 111  |

## イ のびっこ健診

開始年度 平成 15 年度

内 容 小児科医より指示のあった現在肥満である児とその保護者に対し，望ましい生活習慣を獲得することができるよう，個々の乳幼児の特性に応じた適切な指導を行うことを目的に栄養指導を実施しています。

### 【のびっこ健診実施状況】

| 区分       | 開催回数 | 参加人数 |
|----------|------|------|
| 平成 30 年度 | 12   | 69   |
| 令和 元 年度  | 12   | 50   |
| 令和 2 年度  | 12   | 40   |

## ウ 個別栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳児等の健康の保持および増進のため，個別に栄養相談を行っています。

### 【個別指導実施状況】

| 区分          | 平成 30 年度 |       | 令和元年度 |       | 令和 2 年度 |       |
|-------------|----------|-------|-------|-------|---------|-------|
|             | 開催回数     | 参加人数  | 開催回数  | 参加人数  | 開催回数    | 参加人数  |
| 4 か月児健診     | 48       | 1,317 | 50    | 1,294 | 47      | 711   |
| 10 か月児健診    | 48       | 1,230 | 50    | 1,257 | 49      | 705   |
| 1 歳 6 か月児健診 | 51       | 1,355 | 49    | 1,275 | 46      | 560   |
| 3 歳児健診      | 51       | 1,511 | 50    | 1,150 | 50      | 393   |
| 電話相談        | 47       | 47    | 61    | 61    | 76      | 76    |
| 来所相談        | 18       | 18    | 19    | 19    | 27      | 27    |
| メール相談       | 0        | 0     | 1     | 1     | 1       | 1     |
| 計           | 264      | 5,478 | 280   | 5,057 | 296     | 2,473 |

※ 令和 2 年度の乳幼児健診は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為，希望者のみ

## エ 集団栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳幼児等の健康の保持および増進のため，講話等を行っています。

### 【集団栄養指導実施状況（出前講座等）】

| 区分       | 開催回数 | 参加人数 |
|----------|------|------|
| 平成 30 年度 | 10   | 119  |
| 令和 元 年度  | 5    | 49   |
| 令和 2 年度  | 2    | 16   |

(2) 栄養指導業務（健康増進課主管事業）

ア 個別栄養相談

内 容 電話や来所等で、個別に栄養相談を行っています。

【個別栄養指導実施状況】

| 区分      | 平成30年度 |      | 令和元年度 |      | 令和2年度 |      |
|---------|--------|------|-------|------|-------|------|
|         | 開催回数   | 参加人数 | 開催回数  | 参加人数 | 開催回数  | 参加人数 |
| 電話相談    | 33     | 33   | 14    | 14   | 18    | 18   |
| 来所相談    | 4      | 4    | 6     | 6    | 4     | 4    |
| 健康づくり相談 | 50     | 152  | 43    | 84   | 8     | 13   |
| 計       | 87     | 189  | 63    | 104  | 30    | 35   |

※健康づくり相談は管理栄養士が従事した数を掲載しています。

イ 集団栄養相談

内 容 成人を対象に食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。健康教育等で栄養バランスの良い食事等を中心に、講話を行っています。

【集団栄養指導実施状況】

| 区分   | 平成30年度 |      | 令和元年度 |      | 令和2年度 |      |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|
|      | 開催回数   | 参加人数 | 開催回数  | 参加人数 | 開催回数  | 参加人数 |
| 出前講座 | 16     | 615  | 2     | 49   | 1     | 153  |

※令和2年度は小学校（3～6年生）での出前講座を掲載しています。

(3) 食育啓発事業

ア 乳児期のはこだてげんきな子食育教室（離乳食教室）

開始年度 平成17年度

内 容 離乳食初期食（5～6か月）のデモンストレーションおよび試食の提供をし、離乳食の進め方についての講話を実施しています。

（函館市食生活改善協議会にデモンストレーション補助と試食の準備、函館市子育てアドバイザーに子どもの見守りを依頼している）

令和3年度予算額 78千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【離乳食教室実施状況】

| 区分     | 開催回数 | 参加人数 |
|--------|------|------|
| 平成30年度 | 6    | 136  |
| 令和元年度  | 5    | 125  |
| 令和2年度  | 3    | 24   |

イ “はこだてげんきな子” 食育啓発事業

開始年度 平成 30 年度

内 容 はこだてげんきな子食育プラン概要版を配布し、保護者や児童に対し  
「早寝・早起き・朝ごはん」等の食育の啓発を行っています。

対 象 者 小学校新 1 年生

令和 3 年度予算額 172 千円

(4) 特定給食施設等

開始年度 昭和 34 年度（特定給食施設としては平成 14 年度から）

内 容 健康増進法等に基づき、特定給食施設およびその他の給食施設に対して、  
給食実施状況報告を求め巡回指導等を行っています。

令和 3 年度予算額 17 千円

費用の負担 全額市費負担

【給食施設数および指導数】

(令和 2 年度) (件)

| 区分       | 特定給食施設 |                  |    |                  |    |                  | その他の給食施設 |                  | 計                |                       |
|----------|--------|------------------|----|------------------|----|------------------|----------|------------------|------------------|-----------------------|
|          | A      | 指<br>導<br>件<br>数 | B  | 指<br>導<br>件<br>数 | C  | 指<br>導<br>件<br>数 | D        | 指<br>導<br>件<br>数 | 施<br>設<br>数<br>計 | 指<br>導<br>件<br>数<br>計 |
| 学校       | 0      | 0                | 24 | 0                | 4  | 0                | 3        | 0                | 31               | 0                     |
| 病院       | 9      | 0                | 0  | 0                | 9  | 0                | 9        | 0                | 27               | 0                     |
| 介護医療院    | 0      | 0                | 0  | 0                | 1  | 0                | 1        | 0                | 2                | 0                     |
| 介護老人保健施設 | 0      | 0                | 0  | 0                | 8  | 0                | 0        | 0                | 8                | 0                     |
| 老人福祉施設   | 0      | 0                | 0  | 0                | 13 | 0                | 10       | 0                | 23               | 0                     |
| 児童福祉施設   | 0      | 0                | 0  | 0                | 13 | 0                | 33       | 0                | 46               | 0                     |
| 社会福祉施設   | 0      | 0                | 0  | 0                | 5  | 0                | 6        | 0                | 11               | 0                     |
| 事業所      | 0      | 0                | 0  | 0                | 2  | 0                | 0        | 0                | 2                | 0                     |
| 寄宿舍      | 1      | 0                | 0  | 0                | 1  | 0                | 3        | 0                | 5                | 0                     |
| 矯正施設     | 1      | 0                | 0  | 0                | 0  | 0                | 0        | 0                | 1                | 0                     |
| 自衛隊      | 0      | 0                | 0  | 0                | 1  | 0                | 0        | 0                | 1                | 0                     |
| 一般給食センター | 1      | 0                | 1  | 0                | 4  | 0                | 2        | 0                | 8                | 0                     |
| その他      | 0      | 0                | 0  | 0                | 3  | 0                | 7        | 0                | 10               | 0                     |
| 計        | 12     | 0                | 25 | 0                | 64 | 0                | 74       | 0                | 175              | 0                     |

(注)

特定給食施設（指定施設）A 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって継続的に 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上の食

事を供給するもの／それ以外で、継続的に1回500食以上または1日1500食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 B 継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 C 継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給するもの

その他の給食施設 D 継続的に1回50食以上または1日100食以上の食事を供給するもの  
上記以外の給食施設 E

(5) 人材育成

ア 学生実習

内 容 管理栄養士養成校の学生に対し、研修および実習指導を行っています。

【学生実習受け入れ実績】

(人)

| 学校名               | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度  |
|-------------------|--------|-------|--------|
| 藤女子大学人間生活学部食物栄養学科 | 4      | 2     | 受け入れ無し |
| 青森県立保健大学健康科学部栄養学科 | 2      | 2     |        |

※令和2年度は食育計画策定年の為、当初から、受け入れしないこととしていました。

イ ヘルスメイト育成

開始年度 昭和61年度(養成講座)，昭和46年度(研修会)

内 容 子どもから高齢者までの食育の推進や健康増進に寄与するため、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行う「ヘルスマイト（食生活改善推進員）」の養成とともに、ヘルスマイト（食生活改善推進員）に必要な知識や技術の向上を図るための研修の実施など、ヘルスマイト（食生活改善推進員）活動を支援しています。

(養成事業)

内 容 市民を対象に、ヘルスマイト（食生活改善推進員）として、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区組織活動を展開するために必要な栄養・食生活や健康づくり等についての講話や実習を行っています。

令和2年度も、令和元年度と同様、はこだて市民健幸大学の1コースとして実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止しました。

(研修事業)

内 容 保健福祉部管理栄養士等の講話を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止しました。

(活動支援事業)

内 容 函館市食生活改善協議会理事会への参加等を行っています。

令和3年度予算額 50千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【ヘルスマイト養成講座及び研修会実施状況】

|        | 養成講座 |      |      | 研修会 |      | 会員数 |
|--------|------|------|------|-----|------|-----|
|        | 回数   | 延べ人数 | 修了者数 | 回数  | 延べ人数 |     |
| 平成30年度 | 9    | 114  | 12   | 17  | 365  | 95  |
| 令和元年度  | 14   | 134  | 18   | 2   | 80   | 92  |
| 令和2年度  | 中止   |      | 0    | 中止  |      | 96  |

(6) 国民健康・栄養調査

開始年度 昭和21年度

内 容 健康増進法に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施します。毎年、国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出された300単位区内の世帯（約5,700世帯）および当該世帯の1歳以上の世帯員（約15,000人）に対して、身体状況調査、栄養摂取状況調査を実施しています。

令和3年度予算額 1,241千円

費用の負担 対象経費の10分の10の国庫補助があります。

【国民健康・栄養調査実施状況】

| 年度     | 対象地区  |
|--------|-------|
| 平成30年度 | 昭和4丁目 |
| 令和元年度  | 昭和町   |
| 令和2年度  | 中止    |

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止されました。

(7) ヘルスサポートレストラン推進事業

開始年度 令和2年度

(平成16年度から開始した栄養成分表示の店推進事業を内容変更して実施しました。)

内 容 「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」の基本目標である「食で健康なからだをつくる」や函館市の健康づくり計画「健康はこだて21（第2次）」の目指す健康寿命の延伸に向け、「ヘルスサポートレストラン」の登録を推進することにより、食品選択や外食摂取において、健康管理上の適切な選択を支援し、市民の健康づくりに資することを目的とします。

令和3年度予算額 800千円（はこだて健幸応援店“スマートバランスレストラン”推進事業に変更して実施します。）

費用の負担 全額市費負担

【「ヘルスサポートレストラン推進事業」登録状況】 令和2年3月末現在(件)

| 区分         | 一つ星 | 二つ星 | 三つ星 | 計  |
|------------|-----|-----|-----|----|
| 学校内食堂      | 4   | 0   | 0   | 4  |
| 病院内レストラン   | 1   | 1   | 0   | 2  |
| 事業所内食堂     | 3   | 0   | 0   | 3  |
| コンビニエンスストア | 57  | 0   | 0   | 57 |
| レストラン      | 1   | 0   | 4   | 5  |
| 計          | 66  | 1   | 4   | 71 |

|     |  |
|-----|--|
| 一つ星 | 登録要件を満たす<br>登録要件：店内禁煙，函館市からの健康情報の発信                      |
| 二つ星 | ヘルスオーダー支援（エネルギー控えめオーダー，塩分控えめオーダー，脂質控えめオーダーの中から2つ以上実施）    |
| 三つ星 | ヘルスサポートメニュー提供（栄養バランスメニュー，塩分控えめメニュー，野菜たっぷりメニューの中から1つ以上実施） |

(8) 食品表示関係業務

内 容 食品表示法で規定する栄養成分表示や機能性表示食品，健康増進法で規定する特別用途食品や誇大表示の禁止に関する業務を行うことにより，市民の健康増進を総合的に図っています。

令和3年度予算額 124千円

費用の負担 対象経費の10分の10の国庫補助があります。

【食品表示等相談件数実績】 (件)

| 区分   | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|-------|
| 電話相談 | 40     | 90    | 58    |
| 来所相談 | 19     | 23    | 39    |
| メール  | 1      | 5     | 6     |
| 計    | 60     | 118   | 103   |

7 歯科保健事業

歯・口腔の健康は，食べる，話す等の口腔機能を保つ上で重要であり，身体的健康のみではなく，精神的，社会的な健康にも大きく寄与します。

生涯を通して口腔の健康を維持することができるように，歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めています。

(1) 歯科健康診査

開始年度 平成18年度（現在の形態での開始年度）

内 容 妊産婦および40歳以上の成人に対し，歯周疾患の予防等を目的に，函館口腔保健センターにおいて，歯科健康診査を実施しています。

このほか，平成27年度からは，40歳，50歳，令和3年度からは，



40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象とした歯科医院における歯周疾患検診を実施しています。

また、平成28年度からは、40歳、50歳、令和3年度からは、60歳、70歳の対象者を加え、無料受診券を配付し、受診奨励を図っています。

令和3年度予算額 10,356千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

(40歳・50歳・60歳および70歳)

補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

(40歳・50歳・60歳および70歳以外)

#### 【妊産婦歯科健康診査実施結果】

| 区分     | 実施回数 | 受診数 | 一人平均各歯数 |     |      | 歯石・歯周疾患 |     |     |
|--------|------|-----|---------|-----|------|---------|-----|-----|
|        |      |     | 現在歯     | 処置歯 | 未処置歯 | 歯石あり    | 歯肉炎 | 歯周炎 |
| 平成30年度 | 91   | 138 | 28.5    | 8.6 | 0.2  | 59      | 8   | 0   |
| 令和元年度  | 79   | 120 | 28.5    | 9.0 | 0.4  | 44      | 8   | 3   |
| 令和2年度  | 48   | 70  | 28.5    | 8.7 | 0.3  | 27      | 7   | 0   |

#### 【成人歯科健康診査実施結果】

| 区分     | 実施回数 | 受診数 | 一人平均各歯数 |      |      | 歯肉出血 |    |     | 歯周ポケット |       |      |     |
|--------|------|-----|---------|------|------|------|----|-----|--------|-------|------|-----|
|        |      |     | 現在歯     | 処置歯  | 未処置歯 | 健全   | 出血 | 除外等 | 健全     | 4~5mm | 6mm~ | 除外等 |
| 平成30年度 | 90   | 168 | 25.3    | 12.9 | 0.5  | 159  | 7  | 2   | 48     | 77    | 41   | 2   |
| 令和元年度  | 77   | 162 | 25.7    | 13.1 | 0.2  | 149  | 12 | 1   | 75     | 58    | 28   | 1   |
| 令和2年度  | 76   | 172 | 25.7    | 13.2 | 0.4  | 156  | 16 | 0   | 79     | 64    | 25   | 0   |

#### 【40歳および50歳歯周疾患（歯周病）検診実施結果】

| 区分     | 実施医療機関 | 受診数 | 一人平均各歯数 |      |      | 歯肉出血 |     |     | 歯周ポケット |       |      |     |
|--------|--------|-----|---------|------|------|------|-----|-----|--------|-------|------|-----|
|        |        |     | 現在歯     | 処置歯  | 未処置歯 | 健全   | 出血  | 除外等 | 健全     | 4~5mm | 6mm~ | 除外等 |
| 平成30年度 | 80     | 491 | 27.3    | 13.2 | 1.8  | 186  | 303 | 1   | 189    | 251   | 51   | 0   |
| 令和元年度  | 84     | 498 | 27.3    | 13.1 | 1.8  | 204  | 292 | 2   | 195    | 244   | 57   | 2   |
| 令和2年度  | 80     | 474 | 27.6    | 13.5 | 1.6  | 215  | 259 | 0   | 190    | 220   | 64   | 0   |

## (2) 口腔保健推進事業

開始年度 令和3年度

内 容 幼少期から高齢期までの幅広い世代に対して口腔保健を推進し、健康寿命の延伸を図るため、市内の介護施設、企業・団体などからの依頼により、歯科医師を派遣し、オーラルフレイル予防や口腔ケアの重要性等の講話、歯科相談、利用者の問診等を実施しています。

令和3年度予算額 5,939千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

## 8 健康づくり事業

### (1) 地域の健康づくり事業

開始年度 平成30年度

内 容 健康寿命の延伸と健康づくりを町会単位で推進するため、町会や自治会、関係機関などと連携を図り、市民の健康づくり活動を支援します。

地区担当保健師を窓口とした地域との連携や、生活習慣病予防など健康づくりに関する情報発信や出前講座などで、健康づくりの意識の向上に働きかけます。

#### 【出前講座の実施状況】

| 区 分   | 回数（回） | 参加者（人） |
|-------|-------|--------|
| 令和2年度 | 0     | 0      |

※コロナ禍のため、令和2年度は依頼なし

### (2) 健康体操 「函館いか踊り体操」の普及

開始年度 平成20年度

内 容 子どもから高齢者までを対象に、健康体操「函館いか踊り体操」の普及を図っています。令和2年度は、はこだて市民健幸大学において「みんな de いか踊り体操動画コンテスト」を実施しております。

・DVD等の配布・貸出し

### (3) すこやかロード関連事業

開始年度 平成29年度

内 容 北海道および北海道健康づくり財団の認定する「すこやかロード」に市内3公園内のウォーキングコースを設定し、身近で気軽な運動としてウォーキングの普及を図っており、令和2年度は、すこやかロードを含む市内6公園のウォーキングコースマップを作成し、市内各所、はこだて市民健幸大学等において配布しました。

### (4) 広報・啓発活動

開始年度 平成22年度（カレンダー）

内 容 市民に健診・検診をPRするため「けんしんのご案内」を作成し、全戸配布をしているほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っています。

令和3年度予算額 439千円（けんしんのご案内関係・健康増進課負担分）  
 費用の負担 全額市費負担（一部広告収入の充当あり）

## 9 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者（児）等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施しています。

### (1) 障がい者（児）歯科診療

開始年度 平成15年度

内 容 心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施しています。（予約制）

日時：土曜日 9時～12時（口腔ケア）

14時～17時（歯科診療・口腔ケア）

令和3年度予算額 7,623千円（市が支出している補助金の額）

【障がい者（児）歯科診療内訳（年代別、主たる障害別）】

（注）主たる障害：①脳性麻痺②筋疾患③精神遅滞④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

| 区 分    |    | 年 代 別 受 診 者 |     |     |     |     |     |     | 計 | 主 たる 障 害 |    |    |     |     |    |   |    |
|--------|----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|----------|----|----|-----|-----|----|---|----|
|        |    | 10歳未満       | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 |   | 70歳以上    | ①  | ②  | ③   | ④   | ⑤  | ⑥ | ⑦  |
| 平成30年度 | 新規 | 10          | 3   | 4   | 1   | 2   | -   | -   | 1 | 21       | -  | -  | 6   | 7   | 4  | - | 4  |
|        | 再来 | 100         | 155 | 183 | 109 | 75  | 19  | 10  | - | 651      | 32 | 16 | 215 | 286 | 64 | 4 | 34 |
|        | 計  | 110         | 158 | 187 | 110 | 77  | 19  | 10  | 1 | 672      | 32 | 16 | 221 | 293 | 68 | 4 | 38 |
| 令和元年度  | 新規 | 9           | 5   | 4   | 1   | -   | -   | -   | - | 19       | 1  | 1  | 4   | 7   | 5  | - | 1  |
|        | 再来 | 78          | 158 | 168 | 118 | 91  | 9   | 12  | - | 634      | 27 | 14 | 222 | 282 | 50 | - | 39 |
|        | 計  | 87          | 163 | 172 | 119 | 91  | 9   | 12  | - | 653      | 28 | 15 | 226 | 289 | 55 | - | 40 |
| 令和2年度  | 新規 | 18          | 3   | 3   | 2   | 1   | 1   | 0   | 0 | 28       | 1  | 1  | 5   | 17  | 1  | 0 | 3  |
|        | 再来 | 109         | 153 | 150 | 130 | 95  | 40  | 8   | 0 | 685      | 44 | 28 | 201 | 298 | 72 | 0 | 42 |
|        | 計  | 127         | 156 | 153 | 132 | 96  | 41  | 8   | 0 | 713      | 45 | 29 | 206 | 315 | 73 | 0 | 45 |

【障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別、受診理由別）】

| 区 分    |    | 重 度 |     |     | 軽 度 |    |     | 計   | 主 な 受 診 理 由 |    |    |     |   |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------------|----|----|-----|---|
|        |    | 男   | 女   | 計   | 男   | 女  | 計   |     | ①           | ②  | ③  | ④   | ⑤ |
| 平成30年度 | 新規 | 12  | 6   | 18  | 3   | -  | 3   | 21  | 19          | 2  | -  | -   | - |
|        | 再来 | 291 | 276 | 567 | 47  | 37 | 84  | 651 | 203         | 13 | 13 | 421 | 1 |
|        | 計  | 303 | 282 | 585 | 50  | 37 | 87  | 672 | 222         | 15 | 13 | 421 | 1 |
| 令和元年度  | 新規 | 14  | 1   | 15  | 4   | -  | 4   | 19  | 18          | -  | -  | -   | 1 |
|        | 再来 | 288 | 269 | 557 | 37  | 40 | 77  | 634 | 172         | 14 | 8  | 439 | 1 |
|        | 計  | 302 | 270 | 572 | 41  | 40 | 81  | 653 | 190         | 14 | 8  | 439 | 2 |
| 令和2年度  | 新規 | 18  | 4   | 22  | 3   | 3  | 6   | 28  | 27          | 1  | 0  | 0   | 0 |
|        | 再来 | 301 | 272 | 573 | 60  | 52 | 112 | 685 | 209         | 7  | 2  | 458 | 9 |
|        | 計  | 319 | 276 | 595 | 63  | 55 | 118 | 713 | 236         | 8  | 2  | 458 | 9 |

（注）主な受診理由：①歯が痛い、しみる、などむし歯の治療 ②歯肉の炎症  
 ③義歯関係（入れ歯があわない・入れ歯をいれたいなど）  
 ④歯科検診（口腔ケア・リコール） ⑤その他（トレーニング）

## (2) 休日救急歯科診療

開始年度 昭和 58 年度

内 容 日曜，祝日，年末年始の救急歯科診療を実施しています。

診療日時：日曜，祝日，年末年始の 9 時～14 時

令和 3 年度予算額 1,584 千円（市が支出している補助金の額）

### 【休日救急歯科診療利用状況】

| 区 分      | 診 療 日 数 | 受 診 者 数 |
|----------|---------|---------|
| 平成 30 年度 | 72      | 945     |
| 令和 元 年 度 | 76      | 1,177   |
| 令和 2 年 度 | 71      | 754     |

## 10 健康増進センター

開始年度 平成 15 年度（現在の利用形態は平成 23 年度から）

内 容 少子高齢化社会を迎えた現在，生活習慣病を未然に防ぎ，認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため，市民が手軽に安心して健康づくりのための運動実践ができる施設です。

利用対象：市の区域内に住所を有する 18 歳以上の方

令和 3 年度予算額 12,090 千円

費用の負担 全額市費負担（施設使用料，一部負担金の充当あり）

### 【利用内訳】

(人)

| 区分       | 個 人 利 用 |        |       |        | 運動教室   | 専用使用  | 計      |
|----------|---------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|          | 一 般     | 65歳以上  | 障がい者  | 計      |        |       |        |
| 平成 30 年度 | 11,078  | 18,220 | 1,617 | 30,915 | 10,274 | 8,322 | 49,511 |
| 令和 元 年 度 | 8,993   | 16,433 | 1,518 | 26,944 | 9,395  | 7,213 | 43,552 |
| 令和 2 年 度 | 3,124   | 6,705  | 542   | 10,371 | 366    | 1,453 | 12,190 |

## 11 石綿健康被害救済制度に関すること

石綿による健康被害を受けた方およびその遺族で，労災補償等の対象にならない方に対する救済を図ることを目的として創設された独立行政法人環境再生保全機構の委託業務です。

開始年度 平成 18 年度

内 容 石綿による健康被害に救済給付に関わる相談や，特別遺族弔慰金に係る制度の周知など救済事業の申請受付および相談等を行っています。

対 象 中皮腫，石綿による肺がん，著しい呼吸器障害を伴う石綿肺，著しい呼吸器障害を伴うびまん性胸膜肥厚

【相談および進達の受付状況】

| 区 分    | 相談（件） | 申請（件） |
|--------|-------|-------|
| 平成30年度 | 5     | 0     |
| 令和元年度  | 14    | 4     |
| 令和2年度  | 8     | 0     |